別紙様式第24号(第38条第1項関係)

(日本産業規格A4)

年　　月　　日

財務(支)局長　殿

(郵便番号　　―　　)
届出者　住　　所
電話番号(　　)　　―
商　　号
代表者の
氏　　名

資金移動業の廃止等届出書

資金決済に関する法律第61条第1項(法第37条の2第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により届け出ます。

記

1. 商号	
2. 登録年月日	
3. 登録番号 届出受理番号	財務(支)局長　第　　号 財務(支)局長　第　　号
4. 届出事由	
5. 廃止等年月日	
6. 資金移動業(特定信託会社にあっては、特定資金移動業。7. を除き、以下同じ。)の全部又は一部を廃止したときは、その理由 □全部　　□一部	
7. 一の種別の資金移動業の全部を廃止したときは、当該資金移動業の種別	□第一種資金移動業 □第二種資金移動業 □第三種資金移動業
8. 資金移動業の全部又は一部を廃止したときは、廃止した資金移動業の内容及びその内容に係る資金移動業の種別 □全部　　□一部	
9. 事業譲渡等の事由により資金移動業の全部又は一部を廃止したときは、当該承継の方法及びその承継先 □全部　　□一部	
10. 届出者と資金移動業者の関係	

(記載上の注意)

1. 法第38条第1項の登録申請書(特定信託会社にあっては、法第37条の2第3項の規定による届出書)又は法第41条第4項(法第37条の2第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定による届出書に旧氏及び名を併せて記載して提出した者については、これらの書類に記載した当該旧氏及び名を変更する旨を届け出るまでの間、「代表者の氏名」欄に当該旧氏及び名を括弧書で併せて記載し、又は当該旧氏及び名のみを記載することができる。
2. 法第37条の登録を受けている場合にあっては「登録番号」を記載し、法第37条の2第3項の規定による届出を行った場合にあっては「届出受理番号」を記載すること。
3. 「届出事由」は、法第61条第1項(法第37条の2第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の事由を記載すること。
4. 「□全部　□一部」は、該当のものにレ点を付すこと。
5. 「一の種別の資金移動業の全部を廃止したときは、当該資金移動業の種別」に該当する種別が一である場合は、「資金移動業の全部又は一部を廃止したときは、廃止した資金移動業の内容及びその内容に係る資金移動業の種別」の記載事項のうち「その内容に係る資金移動業の種別」の記載を省略することができる。